

第 35 回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和 8 年 5 月 29 日（金） 午前 9 時～午前 9 時 58 分
2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室 1. 2
3. 出席委員 11 名
会長 15 番 重村 耕一郎
会長代理 1 番 梶 重明
委員 2 番 福島 昌信 9 番 神掛 ちず子
4 番 園山 秀国 10 番 中尾 隆
11 番 竹ノ内 春則
6 番 前田 格男 12 番 興邊 雄次
13 番 上水流 政俊
8 番 萩原 とよ子
4. 欠席委員 5 番 高橋 慶生 14 番 山口 華
7 番 清水 隆一
5. 議事日程
 - (1) 開 会
 - (2) 議事日程について
 - (3) 議事録署名委員の指名について
 - (4) 会期の決定について
 - (5) 事務局報告
 - ① 合意解約申出書 (2 件)
 - ② 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書 (8 件)
 - (6) 付議事件及び順序について
 - 日程第 1 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について (議案 1 件)
 - 日程第 2 農地法第 3 条の規定による許可申請について (議案 8 件)
 - 日程第 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について (議案 2 件)
 - 日程第 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について (議案 1 件)
 - 日程第 5 非農地証明願の申請審議について (議案 1 件)
 - (7) その他農政一般事項
 - (8) 閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局 長 農地係長兼管理調整係長
主 査 事務補助員

議 長 それではただ今から、第 35 回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。

議 長 本日は、清水委員、高橋委員、山口委員が所要のため出席できない旨の申し出がありました。

議 長 日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第 23 条第 2 項の規定により、本日の議事録署名委員は、9 番神掛委員と 10 番中尾委員を指名します。

議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日 1 日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

議 長 次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が 2 件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 1 ページになります。①合意解約申出書 2 件です。番号 1。貸人、湧水町木場 ○○○○。借人、鹿児島市 公益財団法人鹿児島県地域振興公社。土地の所在 木場字川原口○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、平成 29 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和 8 年 6 月 30 日。番号 2。貸人、大阪府羽曳野市 ○○○○。借人、湧水町木場 ○○○○。土地の所在 米永字梨木○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外 2 筆 計 3 筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、平成 30 年 3 月 27 日から令和 10 年 3 月 31 日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和 8 年 5 月 29 日。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 ご質問ご意見等が無ければ、以上で合意解約申出書 を終わります。

議 長 次に、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書が 8 件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 2 ページです。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書が 8 件です。番号 1。権利取得者、湧水町幸田 ○○○○。権利取得日、令和 7 年 12 月 26 日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、米永字三反丸○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外 7 筆 計 8 筆 合計面積○○㎡

です。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者、湧水町川西〇〇〇〇。権利取得日、令和8年3月5日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、川西字榎川原〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外6筆 計7筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号3。権利取得者、湧水町幸田 〇〇〇〇。権利取得日、令和4年6月1日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、幸田字前原〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号4。権利取得者、霧島市横川町 〇〇〇〇。権利取得日、令和8年3月10日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、米永字下床並〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外2筆 計3筆 合計面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号5。権利取得者、湧水町米永 〇〇〇〇。権利取得日、令和8年3月10日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、米永字山神〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号6。権利取得者、始良市加治木町 〇〇〇〇。権利取得日、令和8年4月15日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、川添字矢立〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号7。権利取得者、湧水町北方 〇〇〇〇。権利取得日、令和8年3月13日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、田尾原字供養塚〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡ 外4筆 計5筆 合計面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号8。権利取得者、湧水町川西 〇〇〇〇。権利取得日、令和8年3月30日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、川西字火之口〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外6筆 計7筆 合計面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 ご質問ご意見等が無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。

議 長 以上で、事務局報告を終わります。

議 長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第471号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を議題とします。利用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事 務 局 4ページです。日程第1 議案第471号。農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について。(1)利用権設定。整理番号1号から

整理番号4号、及び(2)共有者不明農地等に係る利用権設定。整理番号5号です。下の地区別集計表をご覧くださいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田が5,523㎡、畑が16,756㎡、計22,279㎡です。次に5ページをご覧ください。総括表です。こちらでも合計だけ申し上げます。賃貸借分の田が4,837㎡、畑が11,257㎡です。次に使用貸借分の田が686㎡、畑が5,499㎡です。計で田が5,523㎡、畑が16,756㎡、合計22,279㎡です。なお、利用権設定の詳細は6ページに記載してありますので、ご確認ください。以上です。

議 長 それでは、順を追って審査します。はじめに、(1)利用権設定の整理番号1号を審査します。整理番号1号については、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に、〇〇番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため暫時休憩します。
(〇〇委員退席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号1号について、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号1号については、承認することに決定しました。

議 長 〇〇委員の出席を求めるため、暫時休憩します。
(〇〇委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。

議 長 つぎに、整理番号2号から整理番号4号を審査します。整理番号2号から整理番号4号の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号2号から整理番号4号については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号2号から整理番号4号については、承認することに決定しました。

議 長 次に、共有者不明農用地等の公示に係る利用権設定の審査をおこないます。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案について説明いたします。総会資料の 7 ページをご覧ください。(2) 共有者不明農地等に係る利用権設定について、整理番号 5 号です。詳細については、ご確認をお願いします。本件については、相続未登記であることから、登記名義人の配偶者と子までの探索を行いました。探索の結果については、議案参考資料の 3 ページをご覧ください。相続関係説明図です。そちらにありますように、一番左に登記名義人がいます。そして、配偶者は昭和 55 年に死亡しております。また、子のうち 2 名は登記名義人の死亡以前に亡くなっていることから、相続人は申出人である〇〇〇〇氏を含め 10 名となります。しかし、うち 7 名は既に死亡が確認されておりますが、死亡した 7 名のそれぞれの相続人については、その所在が確認できておりません。また、判明している 3 名のうち、申出人である〇〇氏を含め 2 名の同意は得られておりますが、残り 1 名に対して通知を行いましたが、何ら回答がない状況であり、同意は得られていない状況です。この結果、同意が得られた共有者は 2 名であり、過半の同意が得られていないことから、令和 8 年 4 月 9 日付で、町の掲示板及びホームページで公示を行っております。これが議案参考資料の 1 ページと 2 ページです。そして、6 月 8 日までの 2 か月の間に異議申し立てがなければ、この計画に同意したものとみなされ、農地バンクに通知を行い、県知事の認可を経て、利用権設定が可能となります。なお、農地バンクへの通知については、公示終了日から 1 週間をめどに送付する必要がありますが、その 1 週間の間に定例総会での意見決定をいただく時間がないことから、今回、6 月 8 日までの公示期間中に異議申し立てがないことを条件として意見決定を行っていただきたいと思います。なお、現在までに異議申し立てはありません。以上です。

議長

それでは、整理番号 5 号を審査します。

議長

整理番号 5 号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ご質問ご意見等がなければ、整理番号 5 号については保留とし、公示期間中に異議申し立ての有無を確認後、その承認を会長に一任することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。整理番号 5 号については保留とし、公示期間中に異議申し立ての有無を確認後、その承認を会長に一任することに決定しました。

議 長 以上で、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を終わります。

議 長 日程第 2 農地法第 3 条の規定による許可申請について を議題とします。議案第 472 号から議案第 479 号までの 8 議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 8 ページです。日程第 2 農地法第 3 条の規定による許可申請について。議案第 472 号。権利、所有権移転。土地の所在、米永字梨木〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 他 2 筆 計 3 筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人、大阪府羽曳野市 〇〇〇〇。受人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 1。申請事由は規模拡大 売買価格は全部で〇〇万円です。次に議案第 473 号。権利、所有権移転。土地の所在、米永字會田〇〇 現況地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町米永 〇〇〇〇。受人、伊佐市大口 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 2。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第 474 号。権利、所有権移転。土地の所在、木場字大向〇〇 現況地目は田 農振外 面積は〇〇㎡ 他 1 筆 計 2 筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡、労力総数 4、申請事由は規模拡大。売買価格は全部で〇〇万円です。次に議案第 475 号。権利、所有権移転。土地の所在、恒次字前平〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町恒次 〇〇〇〇。受人、湧水町恒次 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 2。申請事由は規模拡大。売買価格は 10 アール当たり〇〇万円です。次に議案第 476 号。権利、所有権移転。土地の所在、恒次字池ノ口〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町恒次 〇〇〇〇。受人、湧水町恒次 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 2。申請事由は規模拡大。売買価格は 10 アール当たり〇〇万円です。次に議案第 477 号。権利、所有権移転。土地の所在、川西字牛ケ谷〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人、日置市伊集院町 〇〇〇〇。受人、湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 1。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第 478 号。権利、所有権移転。土地の所在、般若寺字川除〇〇 現況地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡ 他 2 筆 計 3 筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人、宮崎県都城市 〇〇〇〇。受人、湧水町般若寺 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 1。申請事由は規模拡大。受贈です。次に議案第 479 号。権利、賃借権設定。土地の所在、木場字佃〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇

m²です。貸人、湧水町木場 ○○○○。借人、鹿児島市東郡元町 ○○○○。受人の経営面積は○○m²です。労力総数 1。申請事由は規模拡大。賃借期間は 3 年で、賃借料は年間で○万円です。以上です。

議 長 農地法第 3 条の許可区分は、湧水町農業委員会です。
議 長 順を追って審議します。はじめに、議案第 472 号を審議します。議案第 472 号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

4 番 4 番園山が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 472 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 5 ページから 7 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項につきまして、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 472 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 472 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 473 号を審議します。議案第 473 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

4 番 4 番園山が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 473 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 5 ページ、8 ページから 9 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 473 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 473 号につきましては、許可相当と認め許可

することに決定しました。

議 長 次に、議案第 474 号を審議します。議案第 474 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 番 1 番柗が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 474 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 5 ページ、10 ページから 11 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 474 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 474 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 475 号を審議します。議案第 475 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

4 番 4 番園山が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 475 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 5 ページ、12 ページから 13 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 475 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 475 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 476 号を審議します。議案第 476 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

4 番 4 番園山が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 476 号の現地調査の報

告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 5 ページ、14 ページから 15 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 476 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 476 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 477 号を審議します。議案第 477 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 番 1 番柊が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 477 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 16 ページから 18 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 477 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 477 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 478 号を審議します。議案第 478 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

9 番 9 番神掛が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 478 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 16 ページ、19 ページから 20 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており

特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 478 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 478 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 479 号を審議します。議案第 479 号につきましては、事務局より報告をいたします。

事 務 局 農地法第 3 条に係る議案第 479 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 21 ページから 23 ページをご参照ください。申請地は、令和 7 年度現地調査結果において、適正に肥培管理されている農地と判断されております。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の事務局の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 479 号は事務局の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 479 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 日程第 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題とします。議案第 480 号から議案第 481 号までの 2 議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 11 ページです。日程第 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について。議案第 480 号。土地の所在、北方字立野原〇〇。地目は畑、農振外 面積は〇〇㎡ 外 1 筆 計 2 筆 合計面積は〇〇㎡です。農地区分は第 2 種で地域計画外です。申請人、薩摩川内市樋脇町 〇〇〇〇。形態・用途は山林への転用です。申請事由は、日当たりが悪く生産性も低いので山林に転用したいためです。添付資料は位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約

書等がありました。次に、議案第 481 号。土地の所在、田尾原字上原〇〇。地目は畑、農振外で面積は〇〇㎡です。農地区分は第 2 種で地域計画外です。申請人、湧水町北方 〇〇〇〇。形態・用途は庭、進入路への転用です。申請事由は、既に農家住宅の一部として使用しており、正式に農地転用したいためです。添付資料は位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書、始末書等がありました。以上です。

議長 農地法第 4 条の許可区分は、湧水町農業委員会です。
議長 順を追って審議します。はじめに議案第 480 号を審議します。議案第 480 号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

4 番 4 番園山が報告します。農地法第 4 条に係る議案第 480 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 24 ページから 27 ページをご参照ください。周囲の状況は、北は宅地、東は山林、南は宅地及び山林、西は宅地及び山林です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。ご覧のとおり、住宅地と言いますか、住宅が近いので、杉を植えることについての周りの理解も行っておいってくださいとお伝えしました。杉が立つと家が日陰になるのもったいないですよと言ったのですが、庭の管理が非常に厳しい、高齢になったのでとのこと。農地としても機械も入れない狭い畑なので、どうしようもない事案かなと思いました。以上報告します。

議長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
10 番 10 番中尾です。南の方にも宅地があつて、北の方にも宅地があるが、自分の家も陰になる。今は影響ないが、植えて 20 年たった時に影響はないという判断なのか。同意はしてもらえたのか。もらえていないのかが気になります。

4 番 4 番です。ご指摘のとおりなのですが、農地には支障はないということでありまして、農業委員会としてどう表現したらいいものかと思ったのですが、周囲のご自宅に対して特に東西と北側のご自宅に対しては、これでよいですかと言っておいてください、お話をしてみてくださいねと農業委員の仕事ではないですが、そのようにお伝えしたところでした。

議長 他に、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 480 号は、調査委員の報告は許可相当と
いうことです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 480 号につきましては、許可相当と認め許可
することに決定しました。

議 長 次に、議案第 481 号を審議します。議案第 481 号につきましても、現地調
査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

4 番 4 番園山が報告します。農地法第 4 条に係る議案第 481 号の現地調査の報
告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参
考資料の 24 ページ、28 ページから 31 ページをご参照ください。周囲の状
況は、北は宅地、東は道路、南は宅地、西は宅地です。一般基準の他法令
関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無について
は、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び
誓約書、始末書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転
用に関する許可基準に照らし、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、ま
た、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はない
ので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 481 号は、調査委員の報告は許可相当と
いうことです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 481 号につきましては、許可相当と認め許可
することに決定しました。

議 長 以上で、農地法第 4 条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題と
します。議案第 482 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 12 ページです。日程第 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について。
議案第 482 号。権利、所有権移転。土地の所在、木場字尾鉢〇〇 地目は
田 農振外 面積は〇〇㎡です。農地区分は第 2 種で地域計画外です。渡
人、山口県山口市 〇〇〇〇。受人、曾於市末吉町 〇〇〇〇。形態は所
有権移転で、用途施設は貸社員寮の建築です。設置面積は〇〇㎡に貸社員
寮、貸倉庫等を設置するものです。申請事由は、譲受人が経営する木材会

社の事業拡大に伴い、栗野地区に社員寮ならびに倉庫の建築が必要となったためです。添付書類として位置図・配置図・事業計画書・被害防除計画書及び誓約書等がありました。売買価格は〇〇万円です。以上です。

議 長
議 長

農地法第5条の許可区分は、湧水町農業委員会です。

議案第482号を審議します。議案第482号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

9 番

9番神掛が報告します。農地法第5条に係る議案第482号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の32ページから35ページをご参照ください。周囲の状況は、北は道路、東は宅地、南も宅地、西も宅地です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書等がありました。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長

ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ご質問ご意見等なければ、議案第482号は、事務局の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。議案第482号につきましては、許可相当と認め、許可することに決定しました。

議 長

以上で、農地法第5条の規定による許可申請について を終わります。

議 長

次に、日程第5 非農地証明願の申請審議についてを議題とします。議案第483号を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局

13ページです。日程第5 非農地証明願の申請審議について。議案第483号。願出人、兵庫県加古川市 〇〇〇〇。土地の所在、木場字外堀〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、平成26年以前に農地法の許可を得ず植林したため山林化した。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条の第2号、第3号、第4号、第6号、第9号です。以上です。

議 長

議案第483号を審議します。議案第483号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 番

1番梶が報告します。非農地証明願いに係る議案第483号の現地調査の報

告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 36 ページから 39 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は平成 26 年以前に、農地法の許可を得ず植林したため山林化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号、第 9 号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 483 号については調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます議案第 483 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 以上で、非農地証明願の申請審議についてを終わります。

議 長 次に、その他農政一般事項について、皆様方から何かございませんか。
(なしの声あり)

議 長 なければ、その他農政一般事項について を終わります。

議 長 以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第 35 回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前 9 時 58 分

議 長

9 番

10 番
